

令和 7 年（2025 年）5 月 1 日

大阪狭山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 が始まります

大阪狭山市では、令和 7 年 5 月 1 日から差別や偏見をなくし、すべての市民が多様な生き方の理解を広げ、かけがえのない人権が尊重され、互いの存在や尊厳を認め合う社会の実現に向け、性的マイノリティ当事者が人生のパートナーとして、またその家族も共に協力し合い、自分らしく生きることができるよう、その関係性を証明する制度を導入します。

●宣誓要件

【パートナーシップ】

- ・ いずれか一方もしくは双方が性的マイノリティ
- ・ 双方が成年（18 歳以上）
- ・ いずれか一方もしくは双方が本市に在住もしくは 3 か月以内に転入予定
- ・ 双方が独身であり、他のパートナーもいない
- ・ 双方が近親者でない（パートナー関係の養子縁組を除く）

【ファミリーシップ】

- ・ パートナーシップ宣誓者のいずれかの子等であり、生計を共にしている（どちらかの養子でも可）

●宣誓方法

事前に予約の上、下記の書類を市役所広報広聴・人権啓発グループへ提出し、宣誓する。

- ・ 宣誓書、確認書、同意書（様式第 1 ～ 3 号）
- ・ 住民票の写し又は転入予定を確認できるもの
- ・ 独身であることを証明する書類
- ・ 子、親を家族として届け出る場合、氏名・生年月日・同居の事実等の関係性がわかる書類
- ・ 本人確認ができるもの（顔写真つき）
- ・ 通称名を使用する場合は、日常的に使用していることがわかる書類

問い合わせ 広報広聴・人権啓発グループ（担当／野村） ☎072-366-0011